令和4年度北海道環境教育等行動計画の推進状況に関する点検結果

道では、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めるため、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画(以下「行動計画」という。)」を策定し、行動計画に基づき、道民や民間団体等と協働して、本道における環境教育や環境保全活動等の一層の推進を図っていくこととしている。

また、行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定するとともに、行動計画の 推進施策や道の関連施策の実施状況、市町村や民間における取組事例等を取りまとめ、 毎年度点検し、それらの結果を公表することとしている。

1 指標の状況

「環境配慮活動実践者の割合」については、令和元年度に実施した道民意識調査結果では、日常において環境に配慮した行動をどの程度行っているかという設問に対して、「十分行動している」と「少し行動している」の合計が60%であったのに対し、令和3年度に実施した環境配慮行動に関するアンケート調査の結果では、環境や環境の取組に関心がありますかという設問に対して、「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計が88%と高い値を示している。ただし、このアンケート調査は、道民意識調査とは異なり対象者を限定しており、もともと環境に関心の高い層からの回答者が多かったことから、実際の環境配慮活動実践者の割合はもっと低いとものと予想される。

このため、今年度は、道民意識調査以外で環境配慮活動実践者の割合及びその変遷を評価することは困難であると判断し、アンケート調査は実施していない。

「環境管理システムの認証取得事業所数」については、計画策定時から毎年度減少していたが、令和元年度及び令和2年度は横ばいで推移し、令和3年度は微増に転じている。

現在は、環境以外のことを優先的に取り組まなければならない事業所も多いと考えられるほか、費用対効果の観点などから、認証を維持しなくても同等の環境配慮活動ができる等と判断する事業所も増えてきていると想定され、数字で把握するのは困難な状況にあるが、気候変動や環境問題が重要視される昨今の状況を鑑みると、実際の事業者の環境配慮活動は、増加傾向にあると予想される。

「環境教育に取り組んでいる学校の割合」については、小中学校とも環境教育の全体計画を作成している学校の割合が平成29年度に100%となり、各学校において、地域や児童生徒等の実態に応じた取組が進められている。

なお、環境教育や環境保全活動の推進状況を把握するため、これらの3つの指標を設定しているが、実態を的確かつ迅速に把握するための新たな指標について、他都府県の指標も参考としながら、引き続き検討を続けていく。

2 令和3年度における行動計画における推進施策・関連施策の実施状況

行動計画では、「人材の育成・効果的な活用」や「機会の提供・環境配慮行動の意識付け(以下「機会の提供等」という。)」などの6区分について、合わせて34の推進施策を掲げている。

行動計画の施策の区分「推進施策数]

- (1) 人材の育成・効果的な活用「4]
- (2)機会の提供等「6]
- (3) 拠点機能の整備(既存施設の整備を含む) [11]
- (4) 協働取組の推進[5]
- (5) 情報の提供 [5]
- (6) 調査研究「3]

道は、行動計画の初年度(平成26年度)から毎年度、推進施策につながる事業(以下「関連事業」という。)を90事業程度実施しており、主なものは次のとおり。

- (1) 人材の育成・効果的な活用
 - ・子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施
 - ・地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等 が開催する環境学習講座に講師を派遣する「eco-アカデミア」を実施等
- (2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け
 - ・地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各(総合)振興局が主体となり、市町村等と連携して、環境学習バスツアーや自然体験教室などを 行う「地域環境学習普及事業」を実施
 - ・小学校(全道6校)の「総合的な学習の時間」において、「学び」、「深め」、「共有する」の3つステップによりSDGsの視点を活用した環境教育を行う「北海道フロンティアキッズ育成事業」を実施
- (3) 拠点機能の整備(既存施設の整備を含む)
 - ・環境教育等促進法に基づき、民間の土地・建物の所有者等が提供する自然 体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県知事が認定し広く周知を実施
 - ・令和2年度には雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス(栗山町)を体験の 機会の場として認定
- (4) 協働取組の推進
 - ・道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するために設置 した「環境道民会議」によるセミナーの開催、情報交換、情報共有
 - ・小・中学校教員や市町村職員などを対象とし、環境教育や環境保全活動を推 進する「プログラム実践講座」を実施 等
- (5) 情報の提供
 - ・道や公益財団法人北海道環境財団などによる、メルマガやHPを活用した 定期的な環境に関する情報の発信
 - ・道の生物多様性ポータルサイトによる、生物多様性保全に関する情報の発 信 等
- (6) 調査研究
 - ・環境保全推進委員への施策検討に係る意向調査
 - ・環境教育に関する学習プログラムや教材の研究開発 等

多くはソフト事業で、中でも「機会の提供等」に関するものが最も多く、この区分とその他区分の関連事業があいまって行動計画を推進している。

3 道内における環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例

道内の環境保全活動、協働取組、環境教育等の取組事例(以下「取組事例」という。)の令和3年度実績について、各市町村等を通じて取りまとめたところ、602件の取組事例があった。(令和2年度は622件)。取組事例では、環境教育を意識しながら環境保全活動や協働取組を行う、複合的な取組が数多く見受けられる。また、行動計画の推進施策と取組事例では、「機会の提供等」、次いで「協働取組の推進」との関わりが深い状況となっている。

昨今の情勢を反映した傾向としては、新型コロナウィルス感染症拡大による影響で、46の事業が中止となり、コロナ禍の中、自然体験活動や環境美化活動など、屋外をフィールドとする対面式の環境教育・環境保全活動の実施の難しさが表れている一方、ウィズコロナへの転換により感染対策を十分に講じた上で従前と同様に実施された事業もあり、今後取組事例数は回復傾向となることが想定される。

また、オンラインを活用したアクティビティ体験プログラムの開発など、コロナ禍をきっかけとした新たな手法も生まれてきており、遠隔地との連携や遠方からでも参加しやすくなった点はオンラインの強みでもある。

4 今後の方向性

(1) 道の取組

- ・計画の目指す方向は、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりの推進であり、人を育てるためには継続性がある取組が必要であることから、6区分から成る34の推進施策に取り組む。
- ・取組事例を収集・分析するとともに、優良な取組事例を関係機関・団体などへ情報提供を行うなど、環境教育等の取組のより一層の普及に向け、広く情報発信に取り組む。

(2) 行動計画とSDGsとの関係について



ストックホルム・レジリエンス・センターが 考案した、SDGsのウェディングケーキ図 では、環境を基盤として、その上に経済社会 活動が存在している。つまり、環境が人類の 生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境 があって初めて持続的に行うことができるこ とを表している。

このように、環境問題は、経済・社会的側面と複雑かつ密接に関連しており、行動計画では、特にSDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」を意識した環境

教育等の推進を通じ、SDGsの達成に貢献していく。

(3) 第2次行動計画の策定

現行動計画は、平成26年3月から、概ね10年間(令和5年度まで)の計画期間となっており、見直しの検討を始める時期となるが、国の環境教育等促進法基本方針が令和6年度当初に改定される見込みであり、次期計画は国の方針と整合を図って見直しを行う必要がある。したがって、あらかじめ準備を進めておき、国の方針が示された後に速やかに議論を開始する。

(4) 新たな指標の検討

次期行動計画の策定に向け、環境教育や環境保全活動等の取組の進捗状況について、より実態を的確かつ迅速に表す指標が必要であり、SDGsの推進など近年の社会や企業を取り巻く情勢の変化や現行動計画の現状と課題を踏まえた検討を進める。

なお、令和4年度は検討の参考とするため、他都府県の指標の設定状況について調査を実施した。

[指標の状況] 別紙1のとおり

[行動計画における推進施策・関連施策の実施状況] 別紙2のとおり

[取組事例] 別紙3のとおり